

「継続企業の前提に関する注記」等に係る四半期財規等の改正への対応

※ 本通知は「継続企業の前提に関する注記」に係る四半期財務諸表等規則等の改正に伴う四半期決算短信への対応についての説明資料です。

財務諸表等規則等の改正に伴う通期決算短信への対応については、「「継続企業の前提に関する注記」等に係る財務諸表等規則等の改正への対応について」（名証自規G第12号 平成21年4月22日）を御参照ください。

平成21年7月8日に四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「四半期財規」という。）等が改正され、継続企業の前提に関する注記（以下「GC注記」という。）について、その記載の要否を判断するための要件及び注記内容並びに四半期報告書への記載事項に関する変更が行われました。

この四半期財規等の改正を受けた四半期決算短信作成要領の見直し等については、下記のとおりとします。

なお、この四半期決算短信の見直しは、改正後四半期財規等の適用時期と同様に、平成21年6月30日以後に終了する四半期累計期間に係る四半期決算短信について適用することとします（第1、第2、第3四半期のいずれの四半期に係る四半期財務諸表であっても適用されます。）。

記

1. GC注記について該当事項がある場合の取扱い

GC注記については、該当がある場合は必ず四半期決算短信への記載を要することについては変更ありませんが、当該注記の記載の要否及び注記内容については、改正後四半期財規等に従うこととなりますので御留意ください。

2. 「重要事象等」が存在する場合の取扱い

GC注記の記載の有無に関わらず、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他会社の経営に重要な影響を及ぼす事象（以下「重要事象等」という。）が存在する場合には、四半期報告書の「事業等のリスク」及び「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に一定の記載をすることとなります。

四半期決算短信においても、重要事象等が存在する場合は「【定性的情報・財務諸表等】4. その他」に「（4）継続企業の前提に関する重要事象等」（連結財務諸表非作成会社及び特定事業会社の第2四半期の場合は「（3）継続企業の前提に関する重要事象等」）の項目を新設した上で、これらと同様の記載を行うこととします。具体的な記載内容については、3ページ以降を御参照ください。

なお、この項目は該当がある場合にのみ記載し、該当がない場合は表題も含めて記載は不要です。

3. 四半期決算短信における「事業等のリスク」（G C注記に関連する部分以外）の取扱い

今回の四半期財規等の改正により、四半期報告書に「事業等のリスク」について新たに項目を設けて記載することとされていますが、四半期決算短信においては、この事業等のリスクに関する事項（G C注記に関連する部分以外）の記載は不要とします。

4. 通期決算短信における「事業等のリスク」（G C注記に関連する部分以外）の取扱い

【市場第一部、市場第二部上場会社のみ対象】

通期決算短信に記載する「Ⅱ 定性的情報・財務諸表等 1. 経営成績 （4）事業等のリスク」については、従来は最近の有価証券報告書における記載から新たなリスクが顕在化している場合は省略不可としていましたが、四半期報告書に「事業等のリスク」が新たに記載されることに伴い、これを最近の有価証券報告書・四半期報告書における記載から新たなリスクが顕在化している場合に変更します。なお、この点に関する具体的な作成要領の変更部分については、7 ページを御参照ください。

なお、セントレックス上場会社の場合は、「事業等のリスク」に関する記載を省略することはできません。

《四半期決算短信作成要領（特定事業会社第2四半期以外） 改定内容》
・・・・・・（黄色部分が改定箇所です。）

○ 四半期決算短信様式（連結財務諸表作成会社用）

・ 開示事項の構成（一部）

※ 下線を付した開示事項は重要性等に応じて開示を省略できるものです。詳細は、開示・記載上の注意をご覧ください。

【定性的情報・財務諸表等】

1. 連結経営成績に関する定性的情報
2. 連結財政状態に関する定性的情報
3. 連結業績予想に関する定性的情報
4. その他
 - （1）期中における重要な子会社の異動（連結範囲の変更を伴う特定子会社の異動）
 - （2）簡便な会計処理及び四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用
 - （3）四半期連結財務諸表作成に係る会計処理の原則・手続、表示方法等の変更
 - （4）継続企業の前提に関する重要事象等
5. 四半期連結財務諸表
 - （1）四半期連結貸借対照表
 - （2）四半期連結損益計算書（四半期連結累計期間、四半期連結会計期間）
 - （3）四半期連結キャッシュ・フロー計算書
 - （4）継続企業の前提に関する注記
 - （5）セグメント情報
 - （6）株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記

○ 四半期決算短信様式（連結財務諸表非作成会社用）

・ 開示事項の構成（一部）

※ 下線を付した開示事項は重要性等に応じて開示を省略できるものです。詳細は、開示・記載上の注意をご覧ください。

【定性的情報・財務諸表等】

1. 経営成績に関する定性的情報
2. 財政状態に関する定性的情報
3. 業績予想に関する定性的情報
4. その他
 - （1）簡便な会計処理及び四半期財務諸表の作成に特有の会計処理の適用
 - （2）四半期財務諸表作成に係る会計処理の原則・手続、表示方法等の変更
 - （3）継続企業の前提に関する重要事象等
5. 四半期財務諸表
 - （1）四半期貸借対照表
 - （2）四半期損益計算書（四半期累計期間、四半期会計期間）
 - （3）四半期キャッシュ・フロー計算書
 - （4）継続企業の前提に関する注記
 - （5）株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記

○ 四半期決算短信の開示事項及び開示・記載上の注意

Ⅱ 定性的情報・財務諸表等 4. その他

≪「（3）四半期連結財務諸表作成に係る会計処理の原則・手続・表示方法等の変更」の次に新たに項目を追加≫

開示事項・内容	開示・記載上の注意
（4） <u>継続企業の前提に関する重要事象等</u>	
（開示の要否）	会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他会社の経営に重要な影響を及ぼす事象（以下「重要事象等」という。）が存在する場合は必ず記載してください。該当がない場合は、表題を含めて記載は不要です。
（開示内容）	重要事象等が存在する場合は、以下の事項について具体的に記載してください。 ・その旨及びその内容 ・当該重要事象等についての分析・検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策

《四半期決算短信作成要領（特定事業会社第2四半期） 改定内容》

・・・・・・（黄色部分が改定箇所です。）

○ 四半期決算短信様式（特定事業会社の第2四半期用）

・ 開示事項の構成（一部）

※ 下線を付した開示事項は重要性等に応じて開示を省略できるものです。詳細は、開示・記載上の注意をご覧ください。

【定性的情報・財務諸表等】

1. 経営成績に関する定性的情報

2. 財政状態に関する定性的情報

3. 業績予想に関する定性的情報

4. その他

（1）期中における重要な子会社の異動（連結範囲の変更を伴う特定子会社の異動）

（2）中間連結財務諸表作成に係る会計処理の原則・手続、表示方法等の変更

（3）継続企業の前提に関する重要事象等

5. 中間連結財務諸表

（1）中間連結貸借対照表

（2）中間（四半期）連結損益計算書（中間連結会計期間、四半期連結会計期間）

（3）中間連結株主資本等変動計算書

（4）中間連結キャッシュ・フロー計算書

（5）継続企業の前提に関する注記

（6）セグメント情報

6. 中間財務諸表

（1）中間貸借対照表

（2）中間損益計算書

（3）中間株主資本等変動計算書

（4）継続企業の前提に関する注記

○ 四半期決算短信（特定事業会社の第2四半期用）の開示事項及び開示・記載上の注意

Ⅱ 定性的情報・財務諸表等 4. その他

≪「（2）中間連結財務諸表作成に係る会計処理の原則・手続・表示方法等の変更」の次に新たに項目を追加≫

開示事項・内容	開示・記載上の注意
（3）継続企業の前提に関する重要事象等	
（開示の要否）	会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他会社の経営に重要な影響を及ぼす事象（以下「重要事象等」という。）が存在する場合は必ず記載してください。該当がない場合は、表題を含めて記載は不要です。
（開示内容）	重要事象等が存在する場合は、以下の事項について具体的に記載してください。 ・その旨及びその内容 ・当該重要事象等についての分析・検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策

《通期決算短信作成要領 改定内容》・・・・・・・・（黄色部分が改定箇所です。）

○ 通期決算短信の開示事項及び開示・記載上の注意

Ⅱ 定性的情報・財務諸表等

1. 経営成績（連結財務諸表作成会社・非作成会社共通）

開示事項・内容	開示・記載上の注意
（４）事業等のリスク	
（開示の要否）	・ 決算短信の迅速な開示の観点から、事業等のリスクの記載は、上場会社の任意とします。ただし、最近の四半期報告書・有価証券報告書（有価証券届出書を含む。）における記載から投資者に速やかに伝達すべき新たなリスクが顕在化している場合は、開示してください。 ・ セントレックス上場会社は、省略せず、開示してください。

以 上